

岩手県医療局管理規程第3号

医療局不動産管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局不動産管理規程の一部を改正する規程

医療局不動産管理規程（昭和41年岩手県医療局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(使用料の額) 第6条 [略] 2 [略] 3 病院の建物の一部の使用の許可を受けようとする場合においては、前項の規定により算出した額に <u>次の各号</u> により算出した額を加算する。 (1) 当該 <u>病院</u> の公称病床数が別表第3の左欄に掲げるものにあつては、当該右欄に定める額 (2) [略] 4・5 [略] 別表第1 (第2条関係)				(使用料の額) 第6条 [略] 2 [略] 3 <u>病院又は病院附属診療所</u> （以下「病院等」という。）の建物の一部の使用の許可を受けようとする場合においては、前項の規定により算出した額に <u>次</u> により算出した額を加算する。 (1) 当該 <u>病院等</u> の公称病床数が別表第3の左欄に掲げるものにあつては、当該右欄に定める額 (2) [略] 4・5 [略] 別表第1 (第2条関係)			
種別	細目	数量 単位	摘要	種別	細目	数量 単位	摘要
土地	[略]			土地	[略]		
建物	事務所建	平方メートル (建築面積) 平方メートル (建築面積)	病院及び <u>診療所</u>	建物	事務所建	平方メートル (建築面積) 平方メートル (建築面積)	病院及び病院附属 <u>診療所</u>
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。